

静岡労働局からのお知らせ

パートタイム・有期雇用労働法が施行されます

雇用環境・均等室
Tel.054-252-5310

2020年4月1日(中小企業は2021年4月1日)施行

同一企業内における正社員(無期雇用フルタイム労働者)とパートタイム労働者・有期雇用労働者との間の不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けることができるよう、パートタイム・有期雇用労働法が施行されます。

～中小企業は2021年4月1日から対象になりますが、準備を進めておきましょう～

改正のポイント

★不合理な待遇差の禁止

同一企業内において、正社員と非正規雇用労働者との間で、基本給や賞与などのあらゆる待遇について、不合理な待遇差を設けることが禁止されます。ガイドライン(指針)において、どのような待遇差が不合理に当たるかを例示します。

★労働者に対する待遇に関する説明義務の強化

非正規雇用労働者は「正社員との待遇差の内容や理由」などについて、事業主に説明を求めることができるようになります。

事業主は、非正規雇用労働者から求めがあった場合は、説明をしなければなりません。

★行政による事業主への助言・指導等や裁判外紛争解決手続(行政ADR)の整備

都道府県労働局において、無料・非公開の紛争解決手続を行います。「均衡待遇」や「待遇差の内容・理由に関する説明」についても、行政ADRの対象となります。

中小企業、小規模事業者向け働き方改革セミナーのご案内(令和2年3月分)

雇用環境・均等室
Tel.054-252-5310

「働き方改革関連法」は、平成30年7月に成立し中小企業の皆様におかれては、昨年4月より年次有給休暇の時季指定義務が施行され、本年4月からは時間外労働の上限規制が適用されます。既に多くの中小企業の皆様が必要な取組を進めておられるものと思いますが、不安やご懸念の声も聞かれるところです。

静岡労働局では、中小企業の皆様が働き方改革の趣旨や内容、各種支援策についてご理解が進むように、「働き方改革セミナー」を開催しています。是非、この機会にご参加いただき、必要な対応をお願いしたいと思います。お申込み方法など詳細は、静岡労働局のホームページをご覧ください。

〈東部地区〉

〈中部地区〉

日付	曜日	時間	開催場所	定員	相談窓口	お申し込み先	
3月	24	火	13:30~15:00	ハローワーク富士 会議室 (富士市中央町1-5-12大黒屋ビル1階)	20	15:00~17:00	ハローワーク富士
	9	月	13:30~15:00	ハローワーク富士宮 2階会議室 (富士宮市神田町14-3)	16	15:00~17:00	ハローワーク富士宮
	23	月	14:00~15:30	沼津合同庁舎 5階大会議室 (沼津市市場町9-1)	50	-	ハローワーク沼津
	19	木	10:00~11:30	三島労働総合庁舎 2階会議室 (三島市文教町1-3-112)	30	-	ハローワーク三島
	13	金	13:30~15:00	ハローワーク下田 会議室 (下田市4-5-27)	20	15:00~17:00	ハローワーク下田

日付	曜日	時間	開催場所	定員	相談窓口	お申し込み先	
3月	5	木	13:30~15:00	ハローワーク静岡 2階会議室 (静岡市駿河区西島235-1)	27	15:00~17:00	ハローワーク静岡
	11	水	13:30~15:00	清水合同庁舎 6階会議室 (静岡市清水区松原町2-15)	20	15:00~17:00	ハローワーク清水
	10	火	13:30~15:00	島田労働総合庁舎 2階大会議室 (島田市本通1丁目4677-4)	30	15:00~17:00	ハローワーク島田

〈西部地区〉

日付	曜日	時間	開催場所	定員	相談窓口	お申し込み先	
3月	11	水	13:30~15:00	ハローワーク掛川 2階会議室 (掛川市金城71)	20	15:00~17:00	ハローワーク掛川
	18	水	13:30~15:00	磐田地方合同庁舎 3階共用会議室 (磐田市見付3599-6)	30	15:00~17:00	ハローワーク磐田
	18	水	14:00~15:30	浜松合同庁舎 9階共用会議室 (浜松市中区中央1-12-4)	50	15:00~17:00	ハローワーク浜松

※会場の都合等で日程が変わることがあります。
最新情報は、静岡労働局ホームページから!